

参 考
資 料

特別区の区長の

公選廃止と日本国憲法

日本国憲法第十五条第一項に

公務員を選定しおよびこれを罷免することは国民固有の権利である。

第九十三条第二項に

地方公共団体の長、その議会の議員および法律の定めるその他の吏員は、その公共団体の住民が直接これを選挙する。

とある。昭和二十七年八月十五日、地方自治法を改正して、特別区の区長の公選制を廃止して、都知事の同意を得て区議会の選任としたことは、この憲法の規定に違反しないか、これに関して当時特別区は違反すると考え関係方面に意見書を提出した。

専門家の断定にもつぎのものがあつた。

一、東大少壮教授を中心とする憲法研究会

(昭和二十五年十二月、有斐閣発行、註解日本国憲法下巻一一五頁)

現在地方自治法の認める地方公共団体の長として

都道府県にあっては知事

市町村にあっては市町村長

特別市にあっては市長

特別区にあっては区長

地方公共団体の組合にあっては組合長

財産区にあっては区長

があるが、これらはいずれも、その地方公共団体の住民の直接選挙によらなければならない。

二、昭和二十七年五月十九日、衆議院地方行政委員会公聴会における公述

東大教授 杉村章三郎氏(神戸委員会の委員)

ところで区長選任、すなわちこれを公選とするかあるいは都知事の任命とするかあるいは区議会の選挙とするか、こういう問題となるのでありますが、この問題につきましては、今までいろいろ論議がありましたように憲法九十三条の規定がありまして、地方公共団体の長は住民の公選によらなければならないと憲法で定めております。ですからそう簡単に公選以外の方法をとるということではできないのであります。……たとえ権能を局限いたしましたしても、特別区に憲法九十三条の適用がないとい

う解釈は自信をもってとることができませんので、神戸勧告では区長選任の問題は、これを見送りまして、現行制度のままとしたのであります。これは決して区長任命制を暗黙のうちに承認したのではないのでありまして、その可否については十分討議をつくしたのであります。……

いずれにしましても区長任命制というものは、経費の節減などの理由で非常に俗耳にはいりやすく、また小さな問題のようでありませうけれども憲法違反のおそれがあるわけでありませう。

三、昭和二十七年五月二十三日、参議院地方行政委員会公聴会における公述

法大教授 中村 哲氏

……以上細かなことを申しましたが

地方自治法の条文を改正することによってのみ区長公選制を廃止し得るといふような考え方は、九十三条の地方公共団体というものが、すでに特別区を前提としたものであるという意味において憲法に明白に違反する。したがってこういう法案は当然憲法違反の疑を生じまして、これは裁判所で違憲の訴訟が当然行なわれるものと私は考えます。

日本生活共同組合中央委員 野村カツ氏

私は何も法律に対して知識のない一国民として卒直に感じましたことは、やはりこれは憲法違反ではないか。憲法の解釈というものは、それほど勉強しなければわからない解釈だらうか。九十三条に書いてあるのをそのまま卒直に素直に国民は解釈できないのだろうか、もしそんなむずかしい憲法なら私たち

は要らないと思うのです。私はお二人の論議を聞いています。卒直に感じたことは、やはりこれは憲法違反だということでありませう。

四、昭和二十七年六月十六日、参議院地方行政委員会における参考人としての陳述

日本弁護士連合会 島田武夫氏

さきだって関係者から日本弁護士連合会に、区長の選挙制を任命制に改めることの法律上の可否について質問を受けたのでありますが、いろいろ研究の結果区長の選挙制を任命制に改めることは憲法に違反するという回答をいたしました。

東大教授 杉村章三郎氏

(大部分は衆議院地方行政委員会公聴会における公述に同じ)したがって、この点は、法案に対する衆議院の修正によりまして、区長を区議会で知事の同意を得て選任する方法をとりましても同様であります。それは憲法には、長は住民が直接選挙をするというふうに明記してありまして直接選挙以外の選挙自体につきまして解釈の余地がないからであります。

五、昭和二十七年六月七日 日本弁護士協会の決議

今次国会は、地方自治法の改正に当り特別区の長を都知事をして、任命させ、または特別区の議会が都知事の同意の下に選任させることに変更するようであるが、斯くのごときは、ただに同法の改悪たるに止まらず、日本国憲法の条規に反することもろんであるから仮令当該法律が成立してもそれは効力を有しないもの

である。

(この決議は全国の弁護士ならびに裁判所に送付せられた由)

六、区長公選制廃止は違憲に非ずという政府の見解

憲法にいう地方公共団体は、普遍的な、基礎的な地方公共団体である。

具体的にいうと都道府県、市町村である。

特殊な性格を有する地方公共団体(一部事務組合、財産区)の長まで直接選挙することを憲法は意図していない。

特別区は都の下における特別地方公共団体(市町村と財産区の間)である。その区長を住民の直接選挙にするかしないかは、憲法問題ではなくて、自治政策の問題である。

七、基礎的な地方公共団体は都が特別区か

1 昭和二十七年八月 地方自治法改正以前

基礎的な地方公共団体であった。

根拠 二八三条に「政令で特別の定をするものを除くほか、

第二編中市に関する規定は特別区にこれを適用する」とある。この規定の採用により、第二編、第一章第五

条第二項「都道府県は、市町村を包括する」という規定の市には特別区が含まれ、都は道府県と同様に複合的な地方公共団体であり、特別区は市町村同様基礎的な地方公共団体であった。

2 昭和二十七年八月 地方自治法改正以後

基礎的な地方公共団体でなくなったか。

政府原案の二八一条一項に「都に区を置きこれを特別区とい

う」とあり、これにより特別区を都の内部的部分的団体に性格を変更、行政区に近づけることであったが、衆議院において元どおり「都の区は、これを特別区という」に修正せられた。

また「二八三条この法律または政令で、特別の定をするものを除くほか、第二編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する」との政府原案を適用と衆議院で修正せられた。

これらの規定により特別区は依然として基礎的な地方公共団体と解すべきである。

3 なお衆議院における修正の際野村専太郎氏の説明に

「修正の第四点は、特別区に関するものであります。まず二八一条第一項の改正規定を、都の区は、これを特別区という。に改正、特別区の性格に変更を与える印象をさけるとともに云々とある。

4 政府の見解

都が基礎的である。

八、特別区の区長の公選制廃止と違憲訴訟

憲法第八十一条 「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審の裁判所である。」

この規定に基づき区長選挙方法の変更は憲法違反なりとの訴訟が提起せられているが、その経過は別紙のとおりであって、今回のものを除き合憲、違憲の判決が下されていない。

特別区の区長の公選廃止違憲訴訟の経過

(37.5.14)

原告	被告	提訴の日	裁判所	審判	
				判決の日	判決
森岩太郎 外二名 (文京区民)	国	27 ・ 8 ・ 21	裁判所 高	29 ・ 11 ・ 10	却下
山本操 外六名 (渋谷区民)	角谷渋谷区長	28 ・ 9 ・ 1	裁判所 東京地方	29 ・ 11 ・ 10	却下
青木静 外三名 (世田谷区民)	長島世田谷区長	28 ・ 10 ・ 24	裁判所 東京地方	29 ・ 11 ・ 10	却下
三町恒久 (世田谷区民)	世田谷区議会 長島世田谷区長 国 安井都知事	28 ・ 10	裁判所 東京地方	29 ・ 11 ・ 10	却下
佐々木正泰 (目黒区民)	広瀬目黒区長 国 目黒区議会 安井都知事	30 ・ 6 ・ 23	裁判所 東京地方	35 ・ 6 ・ 10	却下
横田肇雄 (文京区民)	井形文京区長 国 文京区議会 安井都知事	30 ・ 9 ・ 8	裁判所 東京地方	33 ・ 5 ・ 29	却下
植田八郎 (目黒区民)	君塚目黒区長 国 目黒区議会 安井都知事	35 ・ 6 ・ 22	裁判所 東京地方	35 ・ 6 ・ 10	却下
藤田久三 (北区民)	小林北区長 国 北区議会 安井都知事	33 ・ 9 ・ 25	裁判所 東京地方	35 ・ 6 ・ 10	却下

